

生活協同組合パルシステム東京 第16期(2025年6月～2027年6月)役員選挙

定款ならびに役員選挙規約に基づき、第16期(2025年6月～2027年6月)役員選挙について、下記の通り公示します。

記

1. 定数と選出区

区分	選出区		定数	定数計	
理事	全体区		9人	30人	
	地域区	第1地域区	江戸川区、墨田区、江東区、中央区、千代田区		3人
		第2地域区	葛飾区、足立区、荒川区、台東区、文京区		2人
		第3地域区	北区、板橋区、豊島区、新宿区、練馬区、中野区、杉並区		4人
		第4地域区	港区、品川区、大田区		2人
		第5地域区	渋谷区、目黒区、世田谷区		3人
		第6地域区	狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市、西東京市、府中市、小金井市、国分寺市、小平市、東久留米市、清瀬市、東村山市		3人
		第7地域区	国立市、立川市、東大和市、武蔵村山市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、奥多摩町、日の出町、あきる野市、檜原村		2人
		第8地域区	稲城市、多摩市、町田市、日野市、八王子市		2人
監事	全体区		5人	5人	

2. 立候補資格

「役員選挙規約」第6条(被選挙権資格)に基づき、2025年1月31日までにパルシステム東京に加入した者としします。但し、地域区で立候補する者は当該地域区に登録された組合員に限ります。(役員選挙規約第6条第2項に規定される者を除く)

※推薦制度について

当組合では、組合員の生協を安定的に、かつ継続性をもって運営できるよう役員(理事・監事)候補者に対する推薦制度を設けています。推薦付与の審議体は、区分及び、選出区ごとに異なります。立候補にあたり、推薦付与を希望する方は、推薦基準、諸手続きについてご案内しますので、総代・役員選挙管理委員会(以下、委員会)事務局までお問い合わせください。なお、審議の結果、推薦が付与されない場合もありますので、予めご承知おきください。推薦の付与がなされた候補者には、委員会が発行する「選挙管理委員会ニュース」にその旨が明示されます。

3. 立候補の届け出

「役員選挙規約」第7条(立候補)に基づき、受付期間内に、所定の用紙で委員会事務局(パルシステム東京新宿本部内)に提出します。立候補する者は、届け出用紙を事務局にご請求ください。届け出用紙には必要事項を漏れなく記入してください。(記入に不備がある場合は無効になることがありますので、ご注意ください)

4. 立候補受付期間

2025年4月1日(火)～4月11日(金)正午までとします。

(総代・役員選挙管理委員会事務局に到着したものとし、郵送の場合は4月9日(水)の消印を有効とします。)

5. 選挙運動

選挙運動は、委員会が定める「選挙運動に関する考え方」(裏面参照)の指示に従い行います。疑義ある場合は、委員会の裁定に従ってください。委員会の指示や裁定に著しく違反した選挙運動により当選した候補者は、委員会の決定により当選を取り消すことがあります。

6. 選挙・当選の確定

- 「定款」第20条(役員選挙)に基づき、選挙は総代会で行います。
- 「役員選挙規約」第10条(選挙及び投票)に基づき、役員立候補の数が選出区の定数の範囲である場合は、当該選出区については投票を省略して、立候補者全員を当選人とします。定数を上回る場合は、総代会において総代の投票により決定します。

●選挙運動に関する考え方

「定款」第20条（役員の選挙）の規定及び「役員選挙規約」第2条（総代・役員選挙管理委員会）並びに第16条（附則）に基づき2015年1月29日付けの総代・役員選挙管理委員会からの「選挙運動に関する考え方」を以下のとおりお知らせいたします。

1. 目的

「役員選挙の選挙運動に関する考え方」は、役員選挙規約第2条1項にもとづき、候補者間の平等性と公平性を確保し、かつ公正な選挙運営が行われるため、役員選挙に関する事項を定めることを目的とする。

2. 選挙公報

総代・役員選挙管理委員会は、公示を行なう際に、選挙運動に関する事項を組合員へ周知する。また、公示の様式、方式は総代・役員選挙管理委員会が定める。

3. 意見の開陳

意見の開陳は、原則として総代・選挙管理委員会が発行する選挙管理委員会ニュースで行なう。

4. 文書類の配布

選挙運動を目的とした文書類の配布については、候補者本人並びにグループ等で行わず、原則として総代・役員選挙管理委員会が平等性、公平性を勘案し、範囲を定めて行なう。なお、インターネットやホームページ、SNSなどの電子広報媒体を活用した選挙運動はできないこととする。

5. 定めのない事項の取り扱い

この文書に定めのない事項については、総代・役員選挙管理委員会においてその都度決定し、執行する。

6. 改廃

この文書の改廃は、総代・役員選挙管理委員会の議を経て理事会へ報告する。

※改廃について

- ・2018年12月25日改廃 4. 文書類の配布 電子広報媒体による選挙運動について追記しました。
- ・2020年12月17日改廃 4. 文書類の配布 文書類の配付について、選挙運動の対象者の範囲を追記しました。

◇お問い合わせ◇ 生活協同組合パルシステム東京 総代・役員選挙管理委員会事務局

〒169-8526 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿 7F 機関運営室

TEL : 03-6233-7603(月～金 9:00～17:00) FAX : 03-3232-2576 メールアドレス : kikan@pal.or.jp